

○税務支援規則

平成27年6月15日
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、会則第64条第2項の規定に基づき、本会の税務支援（会則第63条に規定する施策をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 税務支援の対象者は、税理士又は税理士法人が関与していない納税者で、次の各号に掲げる者とする。

1. 小規模納税者
2. 前号以外の者で、本会が、税務指導を必要と認める者

(税務支援の範囲)

第3条 税務支援として実施する業務は、次の事務とする。

1. 税務に関する相談
 2. 記帳及び決算に関する相談
 3. 税務書類作成に関する相談
 4. 前各号に係る電子申告に関する相談
- 2 本会は、前項に定める事務のほか、必要と認める場合は、次の事務を税務支援の範囲に加えることができる。
1. 会計帳簿の記帳代行
 2. 税務申告に係る決算代行又は決算書の作成
 3. 納税申告書その他税務書類の作成
 4. 電子申告データの作成及び代理送信

(税務支援の報酬)

第4条 前条に定める事務の報酬は、原則無償とする。ただし、本会が必要と認めるときは、有償とすることができる。

(税務支援の事業)

第5条 税務支援の事業は、次のとおりとする。

1. 本会又は日本税理士会連合会（以下「連合会」という。）が独自で主体的に実施するもの（「独自事業」という。）
2. 国又は地方公共団体が委託者となる税理士業務に係る事業を本会が受託して実施するもの（「受託事業」という。）
3. 国若しくは地方公共団体又はこれらから納税者を指導する事業を実施するために補助金等の交付を受けている団体及びその他の団体で、本会若しくは連合会が指定する

団体（以下「団体等」という。）との協議に基づき実施するもの（「協議派遣事業」という。）

（従事義務及び指定税理士等の選任等）

第6条 所得税確定申告期において行う次の事業は、本会の会員全員が従事して実施する。

1. 独自事業
2. 受託事業のうち本会が必要と認めるもの
- 2 本会は、前項以外の税務支援の実施にあたっては、原則としてその所属する会員のうちから、希望その他適宜の方法により選任した者（以下「指定税理士等」という。）を従事させ、又は派遣するものとする。
- 3 本会は、指定税理士等の氏名又は名称その他必要な事項を記載した名簿を備えなければならない。

（従事義務の免除）

第7条 本会は、会員が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該会員からの申請に基づき、一事業年度ごとにその従事義務を免除することができる。

1. 負傷又は疾病により療養していること。
2. 震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること。
3. 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。
4. 出産、育児、介護その他これらに類する事由によること。

（支部等間の連携）

第8条 本会は、支部と協議のうえ、会員を所属支部以外の地域において税務支援に従事させることができる。

（協力義務）

第9条 会員（所属税理士を除く。）は、税理士法人に執務する社員税理士及び税理士事務所又は税理士法人に勤務する所属税理士が税務支援に従事する場合において、これに協力をしなければならない。

（従事税理士等の職責）

第10条 税務支援に従事する税理士等（以下「従事税理士等」という。）は、税理士に関する法令、本会の会則及び連合会の会則、規則等を遵守し、その職務を遂行しなければならない。

（税理士業務の受任）

第11条 従事税理士等は、税務支援を行った納税者から税理士業務の関与の依頼を受けたときは、これを受任することができる。この場合において、その納税者の意思を尊重するよう留意しなければならない。

(単独契約の禁止)

第12条 会員は、この規則の定めによらないで、第5条第3号に規定する団体等から税務支援に関して委嘱を受けてはならない。

(委員会等の設置)

第13条 本会は、税務支援を実施するため、部又は委員会を設けなければならない。

(支部への委託)

第14条 本会は、税務支援の実施に関し、その事業の一部を支部に委託することができる。

(細則への委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、税務支援の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年6月15日から施行する。
- 2 「税務支援実施細則（昭和56年4月17日制定）」は、前項の施行の日をもって廃止する。